

県は条例に基づいて、次の 消費者行政をすすめます。

5

つの考え方

1

消費者の権利の確立

消費者の主体性を尊重した消費者行政を推進します!

安全安心な消費生活を営むことができる社会をつくるためには、消費者が自立した主体として行動できる環境を整えることが不可欠であり、そのために確立されるべき「消費者の権利」を掲げました。これらの権利は、県の消費者行政の指針となると同時に、事業者にとって事業活動を行うにあたって尊重すべきものであり、消費者にとっても自らの行動によって確立していくものといえます。

2

不適正な取引行為の規制

事業者の不適正な取引行為を指定、禁止します!

強引な勧誘など事業者の悪質な行為を不適正な取引行為として指定し、禁止しているほか、違反事業者に対しては必要に応じて立入調査をし、勧告に従わない場合や緊急の必要があれば事業者名などを公表します。立入調査や公表は、商品やサービスが消費者の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれがある場合などにも行います。



消費者の

1 安全が確保される権利



2 主体的、合理的な選択ができる権利



3 必要な情報を知ることができる権利

